

平成31年4月

奈良県商工会議所連合会
会員企業 代表者 殿

近畿運輸局奈良運輸支局
企画輸送・監査部門
近畿経済産業局産業部
流通・サービス産業課
近畿農政局経営・事業支援部
食品企業課

「ホワイト物流」推進運動への参加のお願いと
奈良県地方説明会の開催について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、物流行政に対しまして深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国物流を支えるトラック業界の現状を見ると、昨年12月のトラック運転者の有効求人倍率が3.03倍にも達するなど、近年、運転者不足が急速に深刻化しています。

このような状況を背景に、政府では、昨年12月、荷主及び物流事業者双方の関係団体等から構成される「ホワイト物流」推進会議の第1回会合を開催し、トラック運転者不足に対応し、我が国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済の成長に寄与するため、

①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化

②女性や60代以上の運転者等も働きやすい、よりホワイトな労働環境の実現に取り組む運動（以下「ホワイト物流」推進運動という。）を推進することとしました。

物流の改善に向けては、発側及び着側の荷主企業、物流事業者、消費者が一体となって取り組むことが重要です。連携して物流の改善を実現することは、荷主企業や消費者にとってもメリットがあります。このため、国民の皆様への啓発活動を行うとともに、企業等に対し、発着荷主と物流事業者の相互理解の下、連携してサプライチェーン全体の生産性向上の実現に向けて具体的な取組を進めていただけるよう、呼び掛けています。

つきましては、貴社におかれましても、この運動の趣旨にご賛同のうえ、自社の物流改善に向けた具体的な取組を検討いただき、「ホワイト物流」推進運動への参加をお願い申し上げます。

また、下記日程により「ホワイト物流」推進運動に関する奈良県地方説明会を開催

いたしますので、是非ご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

お手数ではございますが、ご参加にあたり「企業名等」「住所」「電話番号」「氏名」「役職」につきまして、令和元年5月23日（木）までに 近畿運輸局奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 松尾又は小西あてメール又はFAXにて、お知らせいただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

1. 日時：令和元年5月30日（木）15：00～16：30
2. 場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

奈良県大和郡山市額田部北町981-6

JR大和小泉駅下車約2km、近鉄平端駅下車約1.2km



3. お問い合わせ・担当者連絡先

奈良運輸支局 企画輸送・監査部門

〒639-1037

奈良県大和郡山市額田部北町981-2

TEL 0743-59-2151

FAX 0743-23-0023

(担当者・申込メールアドレス)

松尾 matsuo-t57g7@mlit.go.jp

小西 konisi-s57hr@mlit.go.jp

*お手数ですが「松尾を宛先」に「小西をcc」にて送信をお願いいたします。

F A X 送 信 票

「ホワイト物流」推進運動に関する 奈良県地方説明会

企業等名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

説明会に参加される方の氏名・役職の記入をお願いします。

氏 名	役 職

(送付先)

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田北町981-2
近畿運輸局奈良運輸支局 企画輸送・監査部門
松尾・小西

TEL : 0743-59-2151

FAX : 0743-23-0023

<ご参考>

～「ホワイト物流」推進運動に、ご参加下さい～

1. 「ホワイト物流」推進運動とは

- 深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とし、
 - ・トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
 - ・女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む運動です。
- 物流の改善に向けては、荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して相互に改善を提案し、実現することが大切です。

2. 運動への参加方法は

- 運動の趣旨に賛同して頂くとともに、下記の「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。（賛同企業名等は公表いたします。）
 - (取組方針)
 - ・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。
 - (法令遵守への配慮)
 - ・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。
 - (契約内容の明確化・遵守)
 - ・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。
- 運動への詳しい参加方法や説明会の開催日程等については、ポータルサイトをご参照下さい。

ポータルサイト：<http://white-logistics-movement.jp>



3. 運動に参加するメリットは

- ①業界の商慣行や自社の業務プロセスの見直しによる生産性の向上
 - ②物流の効率化による二酸化炭素排出量の削減
 - ③事業活動に必要な物流を安定的に確保
 - ④企業の社会的責任の遂行 等
- といった効果が期待できます。また、優良な取組は、ポータルサイトにて紹介させていただきます。